

令和7年第3回熊野町議会定例会

会議録（第2号）

1. 招集年月日 令和7年6月3日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和7年6月4日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（13名）

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 藤本健太  | 2番 世良将生   |
| 3番 水原耕一  | 4番 福垣内邦治  |
| 5番 光本一也  | 6番 中島数宜   |
| 7番 尺田耕平  | 8番 竹爪憲吾   |
| 9番 沖田ゆかり | 10番 片川学   |
| 11番 民法正則 | 13番 大瀬戸宏樹 |
| 14番 時光良造 |           |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（0名）

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 町長     | 三村裕史  |
| 副町長    | 岩田秀次  |
| 教育長    | 平岡弘資  |
| 総務部長   | 西岡隆司  |
| 住民生活部長 | 西川伸一郎 |
| 健康福祉部長 | 西村ゆり  |
| 企画担当部長 | 榎並正和  |
| 建設農林部長 | 福島春樹  |
| 教育部長   | 立花太郎  |
| 総務部次長  | 佛圓至裕  |

|               |           |
|---------------|-----------|
| 住民生活部次長       | 宗 像 雅 充   |
| 健康福祉部次長       | 井 原 志保里   |
| 建設農林部次長       | 大後戸 勝     |
| 建設農林部技術次長     | 渡 部 貴 幸   |
| 教 育 部 次 長     | 須 賀 雅 彦   |
| 財 務 課 長       | 堀 野 准     |
| 産 業 観 光 課 長   | 近 藤 光 宏   |
| 収 納 管 理 課 長   | 石 田 裕     |
| 防 災 安 全 課 長   | 北 川 忠 博   |
| 生 活 環 境 課 長   | 花 岡 秀 城   |
| 高 齢 者 支 援 課 長 | 竹 本 園 美   |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 熊 野 孝 則   |
| 健 康 推 進 課 長   | 寺 澤 ひとみ   |
| 農 林 緑 地 課 長   | 中 原 幸 成   |
| 下 水 道 課 長     | 小 鳥 田 和 詞 |
| 会 計 課 長       | 桐 木 清 美   |

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 桐 木 和 義 |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 尾 瀆 宏 教 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程 (第 2 号)

開 会 宣 告

- 日程第 1 報告第 2 号 継続費繰越計算書（一般会計）について
- 日程第 2 報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）について
- 日程第 3 議案第 29 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第 30 号 熊野町税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第 31 号 熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条  
例の一部を改正する条例案について

日程第 6 議案第 32 号 筆の里工房周辺都市公園整備工事【第 2 期】請負契約の締結について

日程第 7 発議第 2 号 熊野町議会傍聴規則の一部を改正する規則案について

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 9 時 30 分)

○議長(時光) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名です。定足数に達していますので、昨日に引き続き、会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第 1、報告第 2 号、継続費繰越計算書(一般会計)について報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 報告第 2 号 継続費繰越計算書につきまして、説明を申し上げます。

令和 6 年度熊野町一般会計予算において、議決をいただいた筆の里工房周辺整備事業の継続費につきまして、令和 6 年度予算計上額のうち、2 億 2,750 万円の予算を令和 7 年度に繰り越すものでございます。

明細は別紙、繰越計算書のとおりでございますので、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により報告させていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) ただいまの報告に対する質問ありませんか。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(時光) 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第 2、報告第 3 号、繰越明許費繰越計算書(一般会計)について報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 報告第3号、繰越明許費繰越計算書につきまして、説明を申し上げます。

令和6年度予算において、繰越明許費の御承認をいただいております各事業について、令和7年度へ繰越額が確定しましたので御報告するものでございます。

主な事業としては、物価高騰対策給付金支給事業などの給付の期間が翌年度を超える事業や筆の里工房周辺整備事業などの事業の進捗状況により、年度内に終了できなかった普通建設事業など計6事業を令和7年度に繰り越しました。

なお、財源につきましては、国の交付金や令和6年度に同意された地方債など必要な財源を合わせて繰り越しております。

以上、地方自治法施行令146条第2項の規定により、報告させていただきます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） ただいまの報告に対する質問はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） 以上で報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） これより、日程第3、議案第29号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第29号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、投票所経費等の基準額が改定されたため、選挙長、開票管理者等の報酬額の改定を行うものでございます。

また、公職選挙法施行令の一部改正により、投票管理者の交代制に関する規定が整備されたことに伴い、投票管理者等を交代制により選任した場合など、職務時間に応じた

報酬の支給が可能となるよう所定の規定を整備するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 期日前投票所の投票立会人、また投票所の投票立会人が1時間850円から、管理者は1回1万2,800円、立会人は1回1万900円ということなのですが、これは時間については決まりはないということなんですかね。それとももう一日ということ考えてよろしいのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 佛園総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（佛園） この選挙に関する報酬の基準額につきましては、これまで本町の場合は時間単価によって決めてる部分がありました。これにつきましては、国の基準額を基に1時間当たりで割り戻した額をベースに決めておったんです。それというのも、投票の時間が長いために時間を区切って、例えば午前であるとか午後であるとか、そういった運用のほうをしておりましたので、これが平成16年頃に決めたものなんです、その当時からそういった運用をしておりました。

このたび国のほうが単価を改正したのと合わせて、時間で運用できるような所定の規定も設けられましたので、今回、国の基準に合わせてやりまして、今後何か国のほうで改正があってもスムーズに対応できるようなということで国の1回当たりの単価ということに合わせました。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） この1回当たりの単価という、この1回というのは、1日を基準として

るのか、それとも熊野町がやってきたみたいに午前、午後で替わっても、午前中だけでも1回、午後だけでも1回とみなすのかといったその辺をちょっとお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 佛園次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（佛園） 投票所の時間、例えば当日でありましたら朝7時から熊野町の場合、6時までとしています。その1回というのが、1回当たりの額ということで、投票立会人であれば1万2,400円、途中でもし交代するような場合がありましたら、従事していただいた時間で、その時間に応じた額を割り戻した単価でお支払いするというような形に運用させていただきます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより、議案第29号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第4、議案第30号熊野町税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第30号、熊野町税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、令和7年4月1日以降施行分についての税条例の改正でございます。

主な改正内容は、インターネットを用いた公示送達の新設や所得控除について「特定親族特別控除」の新設による改正などでございます。

詳細につきましては、住民生活部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 宗像住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長（宗像） 議案第30号、熊野町税条例の一部を改正する条例案の詳細について、御説明申し上げます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日施行分は、専決処分により対応させていただきましたが、令和7年4月1日以降の施行分につきまして、熊野町税条例に所要の改正を行うものでございます。

お手元の資料2を御覧ください。

1の主な改正内容ですが、（1）のインターネットを用いる公示送達の規定の新設ですが、まず、公示送達について、資料で少し小さめの字で記載しておりますが、公示送達とは、納税通知書や督促状などが所在不明などの理由により返戻され、郵送ができず、書類の到達が不可能である場合において、本町の掲示板に掲示するといった公示の手続を取ることで、公示されてから一定期間が経過した後においては、書類の到達があったものとみなし、法的効果を生じせしめる制度のことで、相手方の住所・居所が分からないときなどに、法的に送達したものとする手続のことで、

この公示送達において、これまでの町の掲示板に掲示する方法に加え、インターネットを通じて閲覧することができるようにする方法の規定の新設をするものでございます。

次に、（2）の町民税「特定親族特別控除」の新設等については、いわゆる大学生の年収の壁に対応するものとなります。

まず、扶養控除ですが、19歳以上23歳未満の特定扶養控除、70歳以上の老人扶養控除を含む扶養控除の対象となるものは、給与収入で年103万円以下であることとされてきました。資料の別図、上段の部分になります。

地方税法の改正により、基礎控除額と給与所得控除額がそれぞれ10万円引き上げられたことにより、扶養控除の対象となるものの所得要件が給与収入で年123万円以下にまで拡大されました。別図下段の黄緑色部分となります。

そして、新たに所得控除として、特定親族特別控除が制定されたことによる規定の新設とこれに伴う諸規定の整備を行うものです。

具体的には別図で水色の部分となりますが、給与収入で年123万円を超え、188万円以下の者を対象とした控除で、所得額に応じ7段階で45万円から3万円まで段階的に控除額を設定するものとなります。

次に、(3)の加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例の新設ですが、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準において、これまで加熱式たばこの重量0.4グラムをもって紙巻きたばこ0.5本に換算する方法等とされてきましたが、加熱式たばこをスティック型とスティック型以外に区分し、スティック型は0.3グラムをもって紙巻きたばこ1本に換算する方法に、スティック型以外は0.2グラムをもって紙巻きたばこ1本に換算する方法の特例の新設がされたことによる改正となります。

具体的には、資料の換算方法の式のとおりとなります。

また、資料にはございませんが附則の最後、附則第5条で、平成30年7月豪雨に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の廃止について規定をしております。これは、地方税法において平成30年7月豪雨に係る規定が削除され、また、この条例の減免対象年度は令和元年度までとされ、5年を経過したことから廃止するものでございます。

3の施行期日は、(1)は地方税法等の一部を改正する法律、附則第1条第12号に掲げる規定の施行日、(2)は令和8年1月1日、(3)は令和8年4月1日でございます。

説明は以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） このたび税条例の一部改定ということで、町民税特定親族特別控除の新設、そして加熱式たばこに関わるたばこ税の課税標準の特例の新設というものが挙げられておりますが、これをする事によって、町の税収においてはどの程度影響が出るのでしょうか。試算をされているのであれば説明をお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 宗像次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長（宗像） 町民税の親族特別控除につきましては、本人の所得等がありますのでちょっと試算ができておりません。

たばこ税の増税といいますか新設ですね、スティック型のは、加熱式たばこに含まれる葉たばこの量にもよるんですけども、1箱当たり20本入りで8グラム葉たばこが含まれておるスティック型ですと、1箱当たり約7円の増収となります。

令和6年度の町のたばこ税が紙巻きたばこに換算しまして2,250万本余りに課税をしております。これ申告時点で紙巻きたばこのほうに換算されているため、この内訳については把握ができておりませんが、仮にこれが全て先ほどの加熱式たばこであった場合は、令和6年度で試算しますと約800万円、仮に半分ですと約400万円の増収になる見込みです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより、議案第30号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第30号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第5、議案第31号、熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第31号、熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、建築基準法第68条の2の規定に基づき、令和7年3月28日付けで、「登岐平産業地区」地区計画の都市計画を決定したことに伴い、地区計画で定めた制限を町条例に加えるものでございます。

別表第1に登岐平産業地区を加え、別表第2に「5 登岐平産業地区」の建築制限の事項として、建築物の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の高さの最高限度を加えるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって討論を終結します。

これより、議案第31号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第31号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第6、議案第32号、筆の里工房周辺都市公園整備工事【第2期】請負契約の終結についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第32号、筆の里工房周辺都市公園整備工事【第2期】請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

この契約は、令和6年度執行の第1期に引き続き、調整池及び駐車場1の上段部の整備を実施するものでございます。

この工事の契約締結について、その予定価格が5,000万円以上のため、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって討論を終結します。

これより、議案第32号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第32号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第7、発議第2号、熊野町議会傍聴規則の一部を改正する規則案についてを議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。

片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番(片川) 発議第2号、熊野町議会傍聴規則の一部を改正する規則、発議に伴う趣旨説明を行います。

熊野町議会傍聴規則の一部を改正する規則を発議した趣旨につきまして、令和7年2月5日、全国町村議会議長会が「標準」町村議会会議規則の一部を改正されました。その改正の内容及び理由ですが、社会情勢の変化に対応し、住民に開かれた議会の実現、また、障害者差別解消法にのっとり規則の一部を改正したものです。

また、児童、乳幼児の入場について、議長の許可なく可能とするよう改められました。

この改正を受けまして、熊野町議会傍聴規則においても同様の改正を行うものです。

以上、御審議の上、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 以上で趣旨説明を終わります。

発議第2号については議員全員が賛成のため、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより発議第2号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、本日はこれにて散会といたします。

（散会 9時59分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員